

## 林政審議会治山事業部会報告書について

## 1 治山事業部会における検討の趣旨

(1) 治山事業は、水源のかん養、土砂の流出・崩壊の防備を目的として指定された保安林等において、森林の維持造成を通じて山地災害から国民の生命・財産を保全することを目的とした事業。治山事業については、昭和35年以降、現在に至るまで、国有林野事業特別会計に「治山勘定」を設けて一元的に経理。

【参考】 国有林野事業特別会計は、国有林野事業について経理する国有林野事業勘定と、公共事業である治山事業について経理する治山勘定で構成。

(2) 平成16年11月にまとめられた財政制度等審議会の報告の中で、治山勘定について、国有林野事業勘定と統合を行うべきであると提言。これを踏まえ、本年1月に、林政審議会に治山事業部会を設置し、経理を含む今後の治山事業のあり方等について検討。

## 2 治山事業部会の委員・特別委員

## 【委員】

池淵 周一  
太田 猛彦  
恵 小百合  
横山 彰

(部会長)

京都大学防災研究所附属水資源研究センター教授

東京農業大学地域環境科学部教授

江戸川大学社会学部環境デザイン学科教授

中央大学大学院総合政策科教授

## 【特別委員】

上松 寛茂  
内山 英世  
北原 曜  
高橋 弘

共同通信社編集局予定センター委員

あずさ監査法人代表社員

信州大学農学部森林科学科教授

宇都宮大学副学長

## 3 治山事業部会の開催経過

- ・ 第1回(3月14日) 治山事業の現状及び経理の概要等
- ・ 第2回(4月28日) 治山事業の効率的かつ効果的な実施のあり方等
- ・ 第3回(6月10日) 今後の治山事業の経理のあり方等
- ・ 第4回(7月8日) 報告書案

## 4 治山事業部会の報告書のポイント

別紙参照

## 林政審議会治山事業部会の報告書のポイント

**I 治山事業の意義****1 治山事業を取り巻く情勢**

- ・ 局地的豪雨や濁水の可能性の上昇、地震・火山活動の傾向からみた災害の危険性の高まり。
- ・ 森林を守り育てる山村の過疎化、高齢化の進行。

**2 治山事業の意義**

- ・ 治山事業はこれまで荒廃した森林の復旧等を通じて、緑豊かな国土づくりに貢献。
- ・ 今後の災害の発生傾向等を踏まえれば、治山事業を通じて、森林の生育基盤となる林地を保全しつつ健全な森林の整備を進めていくことは、今後、国民が安全・安心できる社会を構築する上でますます重要。

**II 今後の治山事業の実施のあり方**

今後、治山事業をより効果的かつ効率的に推進する必要。

**1 効率的な事業実行体制**

- ・ 直轄治山事業については、国有林野の管理・経営を担うとともに、全国的な組織・高度な技術力を有し、機動的な対応が可能な国有林野事業特別会計の組織で実施することが適当。
- ・ 補助治山事業については、都道府県が地元市町村との緊密な連携の下で実施することが適当。
- ・ 現場における技術者の養成、技術の研鑽等による、治山技術者の育成確保の推進。

**2 効果的な事業の実施****ア 総合的な流域保全対策の推進**

- ・ 民・国の連携による効果的な治山対策の展開（個別の流域に着目した民有林・国有林を通じた予防治山対策の実施等）
- ・ 効果的な整備手法の確立（地域の特性に応じた森林整備と施設整備との効果的な組み合わせ方策の検討等）
- ・ 他の政策手段（他の防災に関する事業）との連携の強化
- ・ 多様な主体の参画の推進（国民の理解の醸成、地域住民の参画）

**イ 社会経済情勢を踏まえた効果的な事業展開とその評価**

- ・ 重点的な事業展開（重点的な山地災害対策、予防対策の充実）
- ・ 事業体系の再構築（事業体系の大括り化）
- ・ 政策評価の適切な実施と評価手法の改善

### Ⅲ 治山事業の経理の現状と今日の情勢

#### 1 治山勘定創設の経緯及びその果たしてきた役割

- ・ 治山事業に係る国の予算・決算の総額を会計経理上も明らかにする等の観点から、昭和35年、国有林野事業特別会計に治山勘定を設置。
- ・ 治山勘定により毎年度の治山事業の予算や決算が明らかにされることにより、受益と負担の関係もより明確に示され、国民へ説明責任が果たされてきたと考えられる。

#### 2 特別会計及び公会計をめぐる情勢

- ・ 平成16年11月にまとめられた財政制度等審議会の報告の中で、治山勘定について、国有林野事業勘定と統合を行うべきであると提言。

### Ⅳ 今後の治山事業の経理のあり方

#### 1 勘定を統合した場合の経理の基本的方向

- ・ 勘定統合後の会計において、治山事業の経理については、他の事業と区分されることにより、受益と負担の関係も含めて経理の明瞭性が保たれるのであれば、治山勘定を必ずしも存置しなくても、その果たしてきた役割は、引き続き確保されうると考えられる。
- ・ 勘定を統合した場合の国有林野事業特別会計の具体的な経理のあり方について、
  - ① 国有林野事業と治山事業の果たす役割を勘案し、両事業の経理の明瞭性、一覧性が確保できるかという課題
  - ② 国有林野事業の経営成績及び財政状態を明らかにするための経理に影響を及ぼさないようにできるかという課題に留意する必要がある。

#### 2 勘定を統合した場合の経理のあり方

勘定を統合する場合には、上記の課題に留意し、両事業の経理の明瞭性等を確保した上で、以下の理由により、国が行う直轄治山事業は国有林野事業特別会計で、都道府県が行う補助治山事業は一般会計で経理を行うこととすることが望ましいと考えられる。

- ① 直轄治山事業は、国有林野事業特別会計の職員、組織で実施する方が効率的なこと
- ② 都道府県からの負担金という特定の歳入を財源の一部としている民有林直轄治山事業の経理については、特別会計で経理した方が合理的かつ明瞭であること
- ③ 予算と成果との関係が分かりやすい会計とする必要があることから、事業の実施主体に応じて治山事業に要する経費の総額を同一の会計で経理することが合理的であること